

☆☆☆井原市不妊治療助成事業について☆☆☆

～令和2年4月1日申請分より助成額を拡充～

井原市では、体外受精や顕微授精を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、不妊治療助成事業を実施しています。

《申請受付期間》治療終了後、当該治療に係る治療費の支払いが終了した日の属する月から一年以内

事業実施主体	井原市
助成対象者	<p>① 申請日現在、井原市に1年以上住所を有する法律上の婚姻をしている夫婦</p> <p>② 体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）以外の治療法では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されている人</p> <p>※<u>特定不妊治療の一環として、精巣または精巣上体内から直接精子を採取する治療（TESE, MESA 他）についても対象となります。</u></p> <p>③ 補助金交付申請日において、夫婦共に公租公課等の滞納がない人</p>
助成内容	<p>治療費の2分の1以内の助成で、1回の治療につき30万円を限度とし、<u>岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業における助成があった場合は、当該助成額と補助金との合計額が、治療に要した額を超えない額。</u> 一対象者につき6回まで（180万円限度）※助成期間は初回の補助金申請年度より通算10年間</p>
指定医療機関	<p>国の通知に基づき、医療機関が所在する都道府県、政令指定都市又は中核市の長が指定した医療機関（県内及び近隣の指定医療機関は裏面のとおり）</p>
申請の受付	<p>健康医療課（井原保健センター内）*申請は郵送可</p> <p>月曜～金曜までの平日 AM8:30～PM5:00</p>
申請関係書類	<p>① 井原市不妊治療助成事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>② 井原市不妊治療助成事業医療機関証明書（様式第2号）</p> <p>③ 井原市内に1年以上居住する法律上の夫婦であることを証明する書類</p> <p>※<u>住民票の写し（発行日から3か月以内）※1と戸籍全部事項証明書（発行日から3か月以内）</u>が必要です。</p> <p>※1住民票の写しは、個人番号（マイナンバー）の記載がないものをご用意ください。</p> <p>（夫婦が別世帯の場合や夫及び妻が外国籍を有する場合は、別の書類が必要な場合がありますので、お問い合わせください。）</p> <p>④ 市税等の滞納の有無を確認することの同意書（夫婦各1通）又は市税等の滞納がないことを証明する書類（夫婦各1通）</p> <p>⑤ <u>岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金支給決定通知書（支給を受けている場合）</u></p>
支給方法	<p>市長が申請内容を審査し、補助金交付を決定し、井原市不妊治療助成事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するとともに補助金を交付（口座振込みにより支給）</p>

《申請・問い合わせ先》

〒715-0021 井原市上出部町 658-2 井原保健センター内
井原市役所健康医療課
TEL : 0866-62-8224 FAX : 0866-62-8249

【岡山県内及び福山市の指定医療機関一覧】

指定医療機関名	住所	電話番号
(医)岡南産婦人科医院	岡山市南区平福 2 丁目 6 番 43 号	086 (264) 3366
三宅医院	岡山市南区大福 369-8	086 (282) 5100
(医)社団 岡山二人クリニック	岡山市北区津高 285-1	086 (256) 7717
(医)社団明和会ペリネイト母と子の病院	岡山市中区倉益 203 番地の 1	086 (276) 8811
名越産婦人科	岡山市北区庭瀬 231-2	086 (293) 0553
岡山大学病院	岡山市北区鹿田町 2 丁目 5 番 1 号	086 (223) 7151
倉敷成人病クリニック	倉敷市白楽町 250 番地の 1	086 (422) 2111
倉敷中央病院	倉敷市美和 1 丁目 1 番 1 号	086 (422) 0210
(一財)赤堀病院	津山市椿高下 33	0868 (24) 1212
(医)社団 幸の鳥レディースクリニック	福山市春日町 1 丁目 7-14	084 (940) 1717
よしだレディースクリニック内科・小児科	福山市新涯町 3 丁目 19 - 36	084 (954) 0341

男性不妊治療も助成対象です。

井原市では、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の一環として、精巣または精巣上体から直接精子を採取する男性不妊治療（いわゆる TESE、MESA 等）を行った場合に、申請できます。

1. 対象となる治療

男性不妊治療のうち、主に無精子症の方への治療として行われる、精巣内精子生検採取法（TESE）や精巣上体精子吸引採取法（MESA）等、精巣または精巣上体から直接精子を採取する治療が対象となります。ただし、特定不妊治療の一環として行われたものに限りません。

なお、精子が採取できなかったこと等により治療を終了した場合であっても、特定不妊治療の助成を受けることができない場合についても、男性不妊治療単独で助成の対象となります。

2. 助成を受けることができる方

井原市不妊治療助成事業による、市からの助成を受けることができる夫婦で、上記1の対象となる治療を受けられた方。

3. 申請方法

井原市不妊治療助成事業の助成申請の際、男性不妊治療に要した費用が記載された「井原市不妊治療助成事業医療機関証明書」をご提出ください。

4. 助成額

治療費の2分の1以内の助成で、1回の治療につき30万円を限度とし、岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業における助成があった場合は、当該助成額と補助金との合計額が、治療に要した額を超えない額

《助成額計算例》

①治療ステージA 総費用40万円（うち男性不妊治療10万円）で岡山県に申請し25万円助成（従来分15万円+上乗せ10万円）された場合：市助成額15万円

②治療ステージA 総費用60万円（うち男性不妊治療10万円）で岡山県に申請なしの場合：市助成額30万円 ※県の助成要件に該当しない場合（年齢・所得等）